



三重県公報

令和7年11月25日（火）

第 672 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
66	三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住 宅 政 策 課)	2
	告 示		
771	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
772	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
773	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
774	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	3
775	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	3
776	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	4
777	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
778	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
779	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	5
780	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	5
781	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	5
782	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
783	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	6
784	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
785	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による一般相談支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
786	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	7
787	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	8
788	同伴	(同)	9
	公 告		
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	10

規 則

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布します。
令和七年十一月二十五日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第六十六号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
三重県営住宅条例施行規則（平成九年三重県規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第二（第二十七条の五関係）		別表第二（第二十七条の五関係）	
駐 車 場 の 名 称	使 用 料	駐 車 場 の 名 称	使 用 料
（略）	（略）	（略）	（略）
上川第二団地駐車場	（略）	上川第二団地駐車場	（略）
五反田団地駐車場	千二百円	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
西豊浜団地駐車場	（略）	西豊浜団地駐車場	（略）
五十鈴川団地駐車場	千三百円	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則
この規則は、令和七年十一月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 771 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。
令和 7 年 11 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
きた整形外科クリニック	名張市夏見 113-1	令和 7 年 11 月 1 日
名張市立病院	名張市百合が丘西 1 番町 178 番地	令和 7 年 10 月 1 日
もみじ歯科	鈴鹿市阿古曾町 22 番 3 号	令和 7 年 10 月 1 日
調剤薬局アカツカ 半田店	津市半田 202-4	令和 7 年 10 月 1 日
さくらぎ薬局	伊勢市桜木町 85-160	令和 7 年 10 月 1 日
V・drug 陽だまりの丘薬局	桑名市陽だまりの丘 2-2903	令和 7 年 11 月 1 日
ニカ薬局 名張店	名張市夏見字浅尾 114-6	令和 7 年 11 月 1 日
スギ薬局 亀山栄店	亀山市栄町 1488 番地の 214	令和 7 年 9 月 29 日
かしわの薬局	伊賀市柏野字西沖 607-1	令和 7 年 10 月 1 日
訪問看護ステーションホワイトエイト	四日市市高花平 2 丁目 29-10	令和 7 年 8 月 1 日
訪問看護ステーション G-care	津市上弁財町 12 番 23 号	令和 7 年 10 月 1 日

三重県告示第 772 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 11 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
コンドウ歯科医院	四日市市松本三丁目 10 番 2 号	名称：こんどう歯科・矯正歯科	令和 7 年 10 月 1 日
エンゼル薬局四日市中央店	四日市市城北町 25 番	所在地：四日市市城北町 7 番 2-1	令和 7 年 7 月 23 日
訪問看護ステーション シェルホーム	四日市市新正 1 丁目 8-18	所在地：四日市市泊山崎町 10-1	令和 7 年 9 月 1 日
芹の里 訪問看護ステーション	津市久居井戸山町 747 番地の 4	所在地：津市久居井戸山町 707 番地の 3	令和 7 年 10 月 1 日

三重県告示第 773 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 11 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人 堤内科クリニック	伊勢市西豊浜町 87	令和 7 年 9 月 24 日
名張市立病院	名張市百合が丘西 1 番町 178 番地	令和 7 年 9 月 30 日
もみじ歯科	鈴鹿市阿古曽 22-3	令和 7 年 9 月 30 日
村田歯科医院	尾鷲市朝日町 15-12	令和 7 年 7 月 31 日
タニグチ歯科医院	志摩市阿児町神明 2130-1	令和 7 年 7 月 27 日
ナカノ歯科	北牟婁郡紀北町長島 1031	令和 7 年 10 月 3 日
竹田歯科医院	北牟婁郡紀北町東長島 987-7	令和 7 年 9 月 30 日
さかえ調剤薬局	四日市市栄町 5 番 14 号	令和 7 年 9 月 20 日
スギ薬局亀山栄店	亀山市栄町 1488 番地の 214	令和 7 年 9 月 28 日
調剤薬局アカツカ 半田店	津市半田字平木 202-4	令和 7 年 9 月 30 日
ウエルシア薬局伊勢神久店	伊勢市神久 3 丁目 2-22	令和 7 年 9 月 30 日
さくらぎ薬局	伊勢市桜木町 85-160	令和 7 年 9 月 30 日
かしわの薬局	伊賀市柏野字西沖 607-1	令和 7 年 9 月 30 日

三重県告示第 774 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 7 年 11 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
洗心福祉会 高茶屋クリニック	津市高茶屋小森上野町 733	令和 7 年 10 月 1 日

三重県告示第 775 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 11 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
岡田 安弘	レイス治療院 四日市	四日市市あかつき台 4 丁目 1-40	名称：フレアス在宅マッサージ四日市北施術所 施術所住所：四日市市東富田町 1747-20-102	令和 7 年 10 月 24 日

三重県告示第 776 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
芹の里クリニック	津市久居井戸山町 707-3	令和 7 年 10 月 1 日
医療法人三美会 セントローズクリニック	津市新町一丁目 5 番 16 号	令和 7 年 9 月 1 日
高見内科	伊勢市岡本一丁目 4 番 25 号	令和 7 年 9 月 1 日
フラワー薬局中部店	四日市市中部 6-7	令和 7 年 9 月 1 日
調剤薬局花みかん	南牟婁郡御浜町阿田和 6066-2	令和 7 年 9 月 1 日
調剤薬局花みかん つるこ店	南牟婁郡紀宝町成川 44-1	令和 7 年 9 月 1 日
訪問看護リバル 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	令和 7 年 9 月 1 日
訪問看護リバル 四日市あさけ	四日市市下さざらい町 11-8	令和 7 年 9 月 1 日

三重県告示第 777 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
コンドウ歯科医院	四日市市松本三丁目 10 番 2 号	名称：こんどう歯科・矯正歯科	令和 7 年 10 月 1 日
エンゼル薬局四日市中央店	四日市市城北町 25 番	所在地：四日市市城北町 7 番 2-1	令和 7 年 7 月 23 日
訪問看護ステーション シェルホーム	四日市市新正 1 丁目 8-18	所在地：四日市市泊山崎町 10-1	令和 7 年 9 月 1 日
芹の里 訪問看護ステーション	津市久居井戸山町 747 番地の 4	所在地：津市久居井戸山町 707 番地の 3	令和 7 年 10 月 1 日

三重県告示第 778 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人 堤内科クリニック	伊勢市西豊浜町 87	令和 7 年 9 月 24 日
名張市立病院	名張市百合が丘西 1 番町 178 番地	令和 7 年 9 月 30 日
もみじ歯科	鈴鹿市阿古曾 22-3	令和 7 年 9 月 30 日
村田歯科医院	尾鷲市朝日町 15-12	令和 7 年 7 月 31 日
タニグチ歯科医院	志摩市阿児町神明 2130-1	令和 7 年 7 月 27 日
ナカノ歯科	北牟婁郡紀北町長島 1031	令和 7 年 10 月 3 日
竹田歯科医院	北牟婁郡紀北町東長島 987-7	令和 7 年 9 月 30 日
さかえ調剤薬局	四日市市栄町 5 番 14 号	令和 7 年 9 月 20 日
スギ薬局亀山栄店	亀山市栄町 1488 番地の 214	令和 7 年 9 月 28 日
調剤薬局アカツカ 半田店	津市半田字平木 202-4	令和 7 年 9 月 30 日

ウエルシア薬局伊勢神久店	伊勢市神久 3 丁目 2-22	令和 7 年 9 月 30 日
さくらぎ薬局	伊勢市桜木町 85-160	令和 7 年 9 月 30 日
かしわの薬局	伊賀市柏野字西沖 607-1	令和 7 年 9 月 30 日

三重県告示第 779 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 7 年 11 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
洗心福祉会 高茶屋クリニック	津市高茶屋小森上野町 733	令和 7 年 10 月 1 日

三重県告示第 780 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 11 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
岡田 安弘	レイス治療院 四日市	四日市市あかつ き台 4 丁目 1-40	名称:フレアス在宅マッサージ四日市北施術所 施術所住所: 四日市市東富田町 1747-20-102	令和 7 年 10 月 24 日

三重県告示第 781 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 7 年 11 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450100447	株式会社H o l l y	三重県桑名市大字五反田 1264 番地 7	M o i	桑名市多度町多度 1643 番地 2	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 7 年 11 月 1 日
2450200981	一般社団法人なちゅらん	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目 7 番 8 号	重症心身障がい児 デイサービス レ ーヴ ドゥ	四日市市小林町 3018-271	居宅訪問型児童発達支援	令和 7 年 11 月 1 日
2450201153	AHCグループ株式会社	東京都千代田区岩本町二丁目 11 番 9 号	アプリキッズ四日市小古曾	四日市市小古曾二丁目 2 番 8 号	児童発達支援	令和 7 年 11 月 1 日
2450201161	あきわW e l f a r e株式会社	愛知県名古屋市中村区明正二丁目 43 番地明和ハイツ 1F	ここから未来へ 四日市校	四日市市桜台 1 丁目 45 番 7 号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 7 年 11 月 1 日
2450300872	L 3 A F A M I L Y合同会社	三重県鈴鹿市道伯三丁目 5 番 15 号	L I T T L E S T A R	鈴鹿市道伯 3-5-15	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 7 年 11 月 1 日
2452700194	アイケイ合同会社	三重県津市木造町 1464	同立塾	多気郡明和町志貴 1360-2	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 7 年 11 月 1 日
2451200204	株式会社アクサス	大阪府大阪市中央区南船場三丁目 1 番 10 号	フレンズひろばカラフル	伊賀市久米町 308 番地	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 7 年 11 月 1 日

三重県告示第 782 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450201054	あきわ株式会社	愛知県名古屋港区十一屋二丁目 411 番地の 1	ここから未来へ四日市校	四日市市桜台 1 丁目 45 番 7 号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 7 年 10 月 31 日

三重県告示第 783 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410400424	K & K サポート株式会社	三重県亀山市川合町 1119 番地 38	うさぎ亀山訪問介護事業所	亀山市川合町 1119 番地 38	居宅介護	令和 7 年 11 月 1 日
2410503870	株式会社シーユーシー・ホスピス	東京都港区芝浦三丁目 1 番 1 号	介護クランク津	津市八幡町津 249-1	居宅介護、重度訪問介護	令和 7 年 11 月 1 日
2412220457	社会福祉法人鈴鹿聖十字会	三重県三重郡菰野町大字宿野 1433 番地の 74	聖十字こもればハウス	三重郡菰野町宿野 1219-1	短期入所、生活介護	令和 7 年 11 月 1 日
2412000057	株式会社てしお夢ふぁーむ	三重県桑名郡木曽岬町源緑輪中 1133	てしおキャリアステップ桑名木曽岬	桑名郡木曽岬町源緑輪中 1133	就労選択支援	令和 7 年 11 月 1 日
2410202770	株式会社 CRYPTO BUTTER	愛知県名古屋千種区吹上二丁目 4 番 25 号トラフィック吹上 7 階-AB	FENRIR 四日市	四日市市諏訪栄町 15-4 新諏訪ビル 3 F	就労継続支援 B 型	令和 7 年 11 月 1 日
2421300613	株式会社 Y's Garden	奈良県北葛城郡広陵町平尾 709 番地 7	P h a s e	名張市安部田 2765-9	共同生活援助	令和 7 年 11 月 1 日

三重県告示第 784 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 11 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410201483	デジコ運輸有限公司	三重県四日市市日永東 2 丁目 3 番 8 号	デジコ在宅介護サービスセンター	四日市市日永東 2 丁目 3 番 8 号	居宅介護、重度訪問介護	令和 7 年 10 月 15 日
2410400408	K & K サポート株式会社	三重県亀山市川合町 1119 番地 38	うさぎ亀山訪問介護事業所	亀山市川合町 1119 番地 38	居宅介護（共生型）	令和 7 年 10 月 31 日
2410800888	株式会社楽	三重県伊勢市旭町 200 番 3	訪問介護 幸結	伊勢市旭町 200 番 3	居宅介護、重度訪問介護	令和 7 年 10 月 31 日

三重県告示第 785 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 2 項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者から当該指定一般相談支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 11 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2430501995	特定非営利活動法人結	三重県津市白塚町 4996 番地	NPO 結	津市白塚町 4996 番地	地域移行支援、地域定着支援	令和 7 年 10 月 31 日

三重県告示第 786 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を尾鷲市役所及び紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 11 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

奥野 鉄五郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町馬瀬字浦木谷 61

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

堀内 良二

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町相賀字八坪 1751 の 1、字申太谷 1759

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

- 1 通知することができない者の氏名
榎本 幹之助
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市賀田町字東山 57 の 1
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

- 1 通知することができない者の氏名
庄司 清一郎、中森 佐太郎
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市賀田町字波後 54
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 787 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 11 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
SUPER CENTER PLANT 志摩店
志摩市磯部町穴川字土橋 1175-1 ほか 55 筆
- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社 P L A N T	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1	三ツ田 佳史

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社 P L A N T	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1	三ツ田 泰二

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社 P L A N T	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1	三ツ田 佳史

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社 P L A N T	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1	三ツ田 泰二

3 変更年月日

令和 7 年 9 月 21 日

4 変更理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため

5 届出の日

令和 7 年 10 月 24 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 11 月 25 日から令和 8 年 3 月 25 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 788 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 11 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT 伊賀店

伊賀市ゆめが丘一丁目 1-1

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社 P L A N T	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1	三ツ田 佳史

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
--------	-----	--------

株式会社 P L A N T	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1	三ツ田 泰二
----------------	---------------------------	--------

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社 P L A N T	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1	三ツ田 佳史

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社 P L A N T	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1	三ツ田 泰二

- 3 変更年月日
令和 7 年 9 月 21 日
- 4 変更理由
設置者及び小売業者の代表者変更のため
- 5 届出の日
令和 7 年 10 月 24 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 7 年 11 月 25 日から令和 8 年 3 月 25 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 11 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 7 年 11 月 10 日	亀山市北山町 1305-1 ほか 8 筆ほか	亀山市菅内町 813 株式会社アップルクス 代表取締役 森下 忍

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
